

府道大東四條躰線の移管

Q次に府道大東四條躰線の移管について伺います

この旧権現川跡地整備事業は市議会議員時代からの長年の事業で、住民の反対もあり、何度も地元説明会を開催し、地域住民の協力でようやく整備が図られた事業です。

○ 旧権現川跡地整備事業に伴う府道大東四條躰線の拡幅工事は、大東市の深野北地区に位置する寝屋川から国道170号までの区間約470メートルについて、円滑な通行の確保、走行性・安全性の向上、道路ネットワークの確保を図るため行われました。

○ 本事業は、府道と並行して流れる権現川の付替えに伴い生じた、権現川跡地の埋立地を活用し、府道の拡幅工事を行うものであり、事業後には大東市に道路移管することを定めた覚書を、枚方土木事務所、寝屋川水系改修工営所、大東市の三者で平成18年に締結し、今、整備が進んだものの、しかし、大東市との移管協定協議において、スムーズな移管協議ができていません。

問題は、境界確定などの課題が生じたことや、拡幅工事や境界確定、道路移管などの業務で調整事項が多く、府として、複数の窓口に跨ることから、調整に時間を要し、現在も大東市への道路移管に至っていない状況であります。

○ こうした問題を解決しなければ府道大東四條躰線の移管が進まないと思われます。

そこで、大東市への道路移管をスムーズに進めるために、今後どのように取り組んでいくのか、道路環境課長に伺う。

A（道路環境課長答弁）

○ 旧権現川跡地整備事業は、平成28年度から護岸撤去工事に着手し、令和元年度から府道大東四條躰線の拡幅工事を実施のうえ、令和3年4月1日に府道として拡幅部分を供用開始したところ。

○ 委員お示しのとおり、大東市と枚方土木事務所、寝屋川水系改修工営所との間で、移管協定を締結できるように、境界確定や廃川手続きなどにおける課題の整理や解決に向けた協議を行っている。

○ 今後、課題の解決に向け、複数に跨っていた移管協議窓口を一本化し、調整のスピードアップを図るとともに、さらに大東市と綿密な連携を行い、丁寧に実務協議を進めながら、速やかに移管協定を締結し、道路を引継げるよう取り組んでいく。